3　海洋開発戦略室に、室長を置く。
4　環境渉外室は、海洋・環境政策課の所掌に係る環境の保全に関する国際協定並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（海洋開発戦略室及び技術企画室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
5　環境渉外室に、室長を置く。
6　技術企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
二　独立行政法人海上技術安全研究所の組織及び運営一般に関すること。
三　船舶に関する原子力の利用に関すること。
7　技術企画室に、室長を置く。
8　環境政策推進官は、命を受けて、海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（他課及び環境渉外室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（安全衛生室及び雇用対策室並びに国際業務調整官）

第九十八条　船員政策課に、安全衛生室及び雇用対策室並びに国際業務調整官一人を置く。
2　安全衛生室は、次に掲げる事務（国際業務調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一　船員の安全衛生に関すること（安全政策課の所掌に属するものを除く。）。
二　船員災害防止協会の行う業務に関すること。
3　安全衛生室に、室長を置く。
4　雇用対策室は、船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関する事務（国際業務調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
5　雇用対策室に、室長を置く。
6　国際業務調整官は、船員政策課の所掌に係る国際協定並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百二条を次のように改める。

第百二条　削除

第百三条第二項中「安全基準課」を「安全政策課」に改め、同条第六項第一号ホ中「運航労務課」を「船員政策課」に改める。

附則第九条を削り、附則第十条を附則第九条とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

（船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部改正）

2　船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十五年国土交通省令第三十一号）を次のように改正する。

第六条中「第九十五条第十二項中」を「第九十五条第十項中」に改める。

○国土交通省令第五十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、観光庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

観光庁組織規則の一部を改正する省令

観光庁組織規則（平成二十年国土交通省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し及び同条第一項中「及び企画室」を削り、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

第三条を削る。

第二条の見出し中「観光産業高度化企画官」を「旅行安全対策推進室」に改め、同条第一項中「観光産業高度化企画官」を「旅行安全対策推進室」に改め、「それぞれ」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　旅行安全対策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　旅行業及び旅行業者代理業の登録に係る安全上の審査に関すること。
二　旅行業務における旅行の安全の確保に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

第二条第三項中「事務」の下に「（旅行安全対策推進室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　旅行安全対策推進室に、室長を置く。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（調査室）

第二条　観光戦略課に、調査室を置く。
2　調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　観光に関する調査及び研究に関すること。
二　観光に関する統計に関すること。
三　観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）第八条の規定による観光の状況及び施策に関する年次報告等に関すること。
3　調査室に、室長を置く。

第四条第一項中「国際交流推進課」を「国際観光課」に、「、海外旅行促進官及び観光渉外官」を「及び海外旅行促進官」に改め、「一人」の下に「並びに観光渉外官二人」を加え、同条第六項中「国際交流推進課」を「国際観光課」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

○国土交通省令第五十四号

国土交通省組織令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二百号）の施行に伴い、並びに海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第五条第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、海事代理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

海事代理士法施行規則の一部を改正する省令

海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「国土交通省海事局海事人材政策課」を「国土交通省海事局総務課」に改める。

第十一条の二第一号及び第二号を次のように改める。

一　一般社団法人日本海事代理士会
二　一般社団法人日本船主協会
第十一条の二第四号を次のように改める。
四　一般社団法人日本旅客船協会

附　則

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

○国土交通省令第五十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十二条の十六第一項、第四十二条の十七第三項、第四十二条の二十一第一項及び第四十二条の二十八の規定に基づき、並びに同法を実施するため、指定海上防災機関に関する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定海上防災機関に関する省令

（指定海上防災機関の指定の申請）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第四十二条の十三第一項の規定による指定海上防災機関の指定（以下「指定」という。）を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。
一　名称及び住所並びに代表者の氏名
二　事務所の所在地
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　定款
二　登記事項証明書
三　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
四　海上防災業務に係る基本的な計画
五　法第四十二条の十四各号に掲げる業務を適切かつ確実に実施できることを証する書面
六　指定の申請に関する意思の決定を証する書面
3　海上保安庁長官は、前項に規定するもののほか、指定のため必要な書類の提出を求めることができる。

（指定海上防災機関の名称等の変更の届出）

第二条　指定海上防災機関は、法第四十二条の十三第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。
一　変更後の名称若しくは住所又は海上防災業務を行う事務所の所在地
二　変更しようとする年月日
三　変更しようとする理由